

ルイス・マンフォードの「地域主義」にみる 「田園都市思想」の「都市」から「地域」へ の展開：新たな「地域計画」像確立のための の視点

竹野, 克己 / TAKENO, Katsumi

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

95

(発行年 / Year)

2025-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第633号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2025-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(公共政策学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00031363>

博士學位論文
論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	竹野 克己
学位の種類	博士（公共政策学）
学位記番号	第 897 号
学位授与の日付	2025 年 3 月 24 日
学位授与の要件	本学学位規則第 5 条第 1 項(1)該当者(甲)
論文審査委員	主査 教授 杉崎 和久 副査 教授 吉永 明弘 副査 教授 名和田 是彦

ルイス・マンフォードの「地域主義」にみる
「田園都市思想」の「都市」から「地域」への展開
ー新たな「地域計画」像確立のための視点ー

本審査小委員会は、博士学位申請者竹野克己氏からの博士（公共政策学）学位請求論文「ルイス・マンフォードの「地域主義」にみる「田園都市思想」の「都市」から「地域」への展開 ー新たな「地域計画」像確立のための視点ー」の提出を受けて、慎重かつ厳正に審査を行ってきた。

1. 本論文の主催と構成

本論文は、20 世紀の都市に関する文明批評家であり、実践的にもアメリカ合衆国で「地域計画」の展開に関わったルイス・マンフォードの思想を読み解くことを通じて、「地域計画(regional planning)」と土地共有論に関する主張を抽出し、その視点から日本における地域計画・国土計画の問題点と展望を論じたものである。本論文の概略を見るために、まず章と節のレベルまでの目次を示せば、次の通りである。

はじめに

第一章 ルイス・マンフォードの思想基盤

1. マンフォードの青年期と「都市」への傾倒

- 1.1 マンフォードの都市論の特徴
- 1.2 マンフォードの生い立ち
- 1.3 パトリック・ゲデスとの出会いと彼の思想
- 2. マンフォードの「都市論」の基礎にあるもの
 - 2.1 都市・地域の理想形としてのハワードの「田園都市思想」の受容
 - 2.2 ハワードの田園都市思想と「地域主義」
 - 2.3 「地域」の特性と国家
 - 2.4 「郊外」への視点とその政治的意味
- 3. 共同体の課題としての「土地所有権」
 - 3.1 「田園都市思想」と「土地共有論」
 - 3.2 「土地共有論」の歴史的経緯
 - 3.3 ロバート・オーエンのニューラナークモデル
 - 3.4 「地域主義」と土地共有論
 - 3.5 マンフォードの土地共有論の源流
- 4 マンフォードの「土地共有論」の意義

第二章 ルイス・マンフォードの実務的視座

- 1 はじめに
- 2 1920年代のアメリカにおける都市を巡る諸問題と「地域計画」
 - 2.1 1920年代におけるアメリカの都市問題
 - 2.2 「地域計画」とは
- 3 RPAAの活動
 - 3.1 ニューヨーク州復興委員会住宅小委員会
 - 3.2 ニューヨーク州住宅・地域計画委員会及び「地域計画」像を巡る論争
 - 3.3 郊外型住宅地
- 4 「Regional City（地域都市）」及び「Regionalism（地域主義）」の本質

第三章 地域計画とコミュニティ（現代日本での検討）

- 1 日本における地域計画
 - 1.1 地域計画の前提問題（調整的か統制的か）
 - 1.2 地域計画（国土計画）の主体像とその変化
- 2 国土利用計画「国土の管理構想」における「地域管理構想」策定制度

- 2.1 「国土の管理構想」と「地域管理構想」
 - 2.2 「地域管理構想」のスキーム等
 - 3 「地域管理構想」の課題
 - 4 「国土計画」における住民と「地域コミュニティ」の意思の反映
- 第四章「地域計画」の展望
- 1 現代日本の国土と「国土計画」

- 1.1 現代日本の「国土計画」の様相
 - 1.2 東京一極集中と人口減少・少子高齢化の到来と「土地」の課題
- 2 どのような「都市」と「地域」をつくるかー「空間」という課題
- 3 土地の所有権と共有についてー「法律」という課題
- 4 コミュニティをどう捉えるかー「主体」という課題
- 5 政策決定の仕組みをどう構築するかー「計画」という課題

おわりに

別添資料

2. 本論文の要旨

竹野氏の大きな学問的関心は日本の都市政策と国土計画にあり、そのあるべき姿を探求する中で、修士論文においては、大平正芳内閣の「田園都市国家構想」を通じてハワードの田園都市論と出会って、本来の田園都市論から日本の国土計画を照射したのであったが、本論文においてはさらにこうした思想的基盤の上に、ルイス・マンフォードと格闘することを通じて現代日本の国土計画、地域計画の問題点を照射することを試みている。

「はじめに」において、そうした本論文の趣旨が述べられ、竹野氏にとって、マンフォードの都市思想の中心となる発想が土地共有論であることが宣言されている。竹野氏にとっては、都市的な機能と農村的な機能とが融合したハワードの田園都市を20世紀以降の実態に合わせて受け止めた場合には、都市とその郊外と農村とを一体的に地域(region)と捉え、それを計画的に制御すること(「地域計画(regional planning)」)、そしてそうした計画的制御を可能にするためには「土地の共有」が必要であることに、マンフォードの思想の核心がある。

こうした構想のもとに、第1章と第2章では、マンフォードの思想と実践の展開が論ぜられ、第3章と第4章とでは、現代日本の国土計画の動向、特に近年政策的に打ち出されている地域コミュニティによる「地域管理構想」が、マンフォードの土地共有論の視点を用いて論ぜられる。

第1章「ルイス・マンフォードの思想基盤」では、まずマンフォードの都市論の背景となる人生行路と思想形成過程が論述されている。中でも、パトリック・ゲデスをはじめとする様々な理論家や実務家との出会い、そしてまた「アメリカ地域計画協会(RPAA)」への参画が、決定的であったとされる。次いでこの第1章では、マンフォードの思想の基礎がハワードの田園都市論にあること、そしてさらに、マンフォードの思想の核心として、ハワードの田園都市論の影響のもとに、「地域」、「郊外」といった重要概念が検討され、地域の課題解決のための鍵となる仕組みとして「土地の共有」が主張されることが明らかにされる。そして、「土地の共有」の内容の明確化を求めて、マンフォードの主著『都市の文化』からさらに若い時代の著作である『ユートピアの系譜』まで遡って、読解が試みられている。

第2章「ルイス・マンフォードの実務的視座」では、特にRPAAでの活動を軸に、実務に参画したマンフォードの思想と行動が考察される。巨大都市の過密を避け、農村的機能と都市的機能を一体的に備えた適正な規模の自足的な「田園都市」を、すでに資本主義が高度に発展した当時のアメリカの状況の中で捉え直し、都市とその後背地を一体的に捉え計画する「地域計画」が実践されたことを論じている。これについては、内外において先行研究の豊富など、第2章の論述は新しい発見や独創的な着眼点がそれほどあるわけではないが、マンフォードが実務の中でその思想を熟成させていったことが丹念に論じられている。特に、ラッセル・セイジ財団とのニューヨーク地域計画を巡る論争は、セイジ財団側が田園都市思想をそのままの形で適用しようとする狭くまた現実に合わない立場を取っている点をマンフォードが「地域計画」の立場から鋭くついた論争として分析されており、新しい資料の発掘というわけではないが、精彩を放つ論述となっている。

第3章「地域計画とコミュニティ（現代日本での検討）」では、マンフォードやRPAAと似て、現代的な都市問題を田園都市的な発想をもとに解決しようとしたと思われる日本の国土計画に目を転じ、その特質ないし弱点を論じている。マンフォードの「地域計画」は単なるフィジカルプランニングではなく、地域住民の民主的な参画を伴い、また文化的社会的な側面を含んだ自立的な「地域」づくりを目指すものであったが、こうした側面は日本の国土計画では希薄であった。このことを第3章では、戦前からの国土計画思想史及び制度の歴史の変遷を紐解く中で明らかにしている。そしてその近年における動向をさらに分析し、「新たな公」の概念のもとにいわゆる5全総から国土形成計画法に至る過程で、市町村、さらにはその住民などの「多様な主体」の意見を徴する手続きが制度に組み込まれるという一定の転換が図られたことが述べられ、こうした新たな政策構想を具現化する、地域コミュニティによる「地域管理構想」を通ずる「国土の国民による経営」という考え方は大きな問題をはらんではいないものの、地域コミュニティの主体化と再生との可能性を開くものとして一定の評価を与えている。竹野氏自身、『地域コミュニティ』が弱体化しつつあるからこそ、こ

の局面を捉え、『地域』における合意を得るといった過程を踏むことで、『地域コミュニティ』が主体性をもって（都市部を含む）国土の利用像を描くという潮流を産む必要がある」と考えるからである。

これを受けて、第4章『「地域計画」の展望』では、空き地空き家問題や所有者不明土地問題などの凄まじい現状を踏まえつつ、マンフォードが田園都市思想を根底に置きつつ組み立てた「地域主義」の観点から、具体的政策論とまではいかないが、基礎的な視点が提示されている。大都市への人口と機能の集中ではなく、拠点都市を中心に近接した周囲に様々な機能をもつ「地域」を構想することの重要性が確認されている。マンフォードの土地共有論の視点からは、現代日本においてとりわけ土地所有権の絶対性の考え方がいまだに強い状況に対して、日本においても入会制度などのコモンズ思想を具現化した制度が存在したことが想起され、農村においても都市においても土地を共有のものとみなすコミュニティの可能性が主張されるが、その法律的な具現化は難しいとされる。日本においては、「地域計画」の大元が国（中央政府）という、身近な地域とは縁遠いところにある点で、限界があることが、ドイツのいわゆる“Region”（広域自治体ないし広域計画連合）の仕組みを参照しつつ論じられている。

3. 本論文の特色と評価

都市という存在とその文化が途方もない規模で展開した20世紀初頭のアメリカで、その問題を鋭く分析し、かつ実践的な行動に向かったルイス・マンフォードの思想の核心を「地域」と「土地共有」に煮詰めて把握し、それをもって現代日本の国土計画、地域計画の動向の分析に適用した本論文は、マンフォードの思想の読解という面でも、また現代日本の国土計画論への寄与という面でも、十分な学術的貢献であると考えられる。しかし、竹野氏の論の展開をつぶさに見ると、若干の疑問も禁じ得ないところである。

まず、マンフォードの「土地共有論」とは結局いかなる論理構造のものであったかは、それほど明確化されていないように見える。ハワードの田園都市論においては、土地は付託を受けた誠実な4人の紳士によって所有されて住民の福利のために運用される、というような明確な「共有」ないし「公有」の制度像が示されていたが、そうした具体的な制度イメージはマンフォードからはなかなか読み取れない。土地所有権をその個別の機能に分解し、地代を受け取る（それによって都市のインフラ整備や社会政策などに使う原資とする）権限と捉えれば、固定資産税制度は土地公有論の一種とも見られるのだろうが、そうした論調に最も近いスペンスについて、マンフォードは必ずしも大きな評価を与えていないということが述べられている。これはしかし、竹野氏の論文の問題というより、マンフォード自身の問

題であって、むしろマンフォードの思想に分け入って、『都市の文化』からさらに若い頃の『ユートピアの系譜』にまで追究を進めていった竹野氏の努力を多とすべきものであろう。少なくとも、マンフォードにとって都市問題、社会問題の根源が土地の私有制にあると考えられたことを明確化したのは、功績というべきである。

しかし第二に、この「土地共有論」の具体的制度イメージが明確でないことにより、第3章及び第4章での、日本の国土計画における地域コミュニティによる土地管理構想に関する論述もやや鋭さを欠く結果となったと言えないであろうか。すなわち、政府の提起するコミュニティによる土地管理構想は、各地のコミュニティの実態に即して見ると、あまりにも大きな負荷をかけるものであるのだが、さらに言えば、土地を管理する主体としての地域コミュニティが、例えば法人として認知されるなどして、明確な意思決定と事業遂行の主体として法制度上も登場できるようにする措置を欠いていることが問題ではなかろうか。もし、「土地共有」という竹野氏がマンフォードから読み解いた理念がもう少し明確な枠組みを伴っていれば、こうした問題についてもっと鋭い考察が可能となったのではないか。

また、このこととも関連して、論文前半(第1章及び第2章)のマンフォードの思想と行動の解明と、後半(第3章及び第4章)の現代日本の国土計画に関する論述との関連は、様々に説明されてはいるけれども、依然として十分に関連付けられていないようにも見える。第2章の末尾で竹野氏は、日本の「地域計画」たる国土計画が、(マンフォードもその思想の根底に据えていた)田園都市思想をやはり根底に持ちながら、結果としてその理念の実現に失敗したことを述べ、次章以降へのつなぎとしているが、その背景を、例えば竹野氏が修士論文で明らかにしていたように、戦後保守政治がたびたび「田園都市」のシンボルを政策立案の資源として引照したことをもう少し有機的に本論文に取り込めば、あるいは違和感なく第3章以降へと読者を誘うことができたかもしれない。

しかしこれらの点は、今後さらに竹野氏が研究を進める中で、より高いレベルで解決されていく論点であろう。今後の精進を期待するとともに、本論文が博士論文として十分な水準であることを再確認しておきたい。

4. 口頭試問等

2025年1月23日に、本審査小委員会の主査、副査の臨席のもとで、本論文を中心とする竹野克己氏の研究成果について公開審査会を行ない、口頭試問を行なった。これを踏まえて、本審査小委員会は、竹野克己氏の学識と研究能力が博士の学位にふさわしいものであることを確認した。

また、本審査小委員会は、本論文のみならず、その要約も適切に執筆されていることを確

認した。

5. 結論

以上を踏まえ、本小委員会は、竹野克己氏が、研究能力並びに学位論文に結実した研究成果の到達度の両面において、博士（公共政策学）の学位を受けるに十分値するものと判断した。

以上